○四国地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
今治市山路字下平五八九番一から同市長沢字宮ノ前甲三七二番一まで	前	A　一九・〇〇～一四二・五五	メートル　九・五五〇	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C　二一・四〇～二五八・〇〇	キロメートル　八・三五七	
		A　一九・〇〇～一四二・五五	九・五五〇	
		B・C・D・E・F　一四・八六～二五八・〇〇	八・九九三	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市南波多町府招字小原二九六〇番一から同市南波多町府招字小原二九五六番一まで	前	六二・三〇～六三・七〇	メートル　〇・〇九〇
	後	二四・六〇～二六・八〇	キロメートル　〇・〇〇九

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	伊万里市南波多町府招字小原二九六〇番一から同市南波多町府招字小原二九五六番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月一日

○北海道開発局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道石狩郡当別町ビトエ七三七番二三地内	前	四〇・〇〇～	メートル　四六・〇〇
	後	四〇・〇〇～	四六・〇〇
北海道石狩郡当別町ビトエ六二二番二地先から札幌市北区あいの里四条一〇丁目一番地先まで	前	二三・四五～	キロメートル　〇・〇〇六
	後	二三・四五～一四六・四八	〇・〇〇六
札幌市北区あいの里四条一〇丁目一番地先から同市北区あいの里四条九丁目一番まで	前	五五・〇〇～	〇・五四八
	後	四二・三〇～	〇・三七九

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町若咲内七二番一地先から同町若咲内一三〇番地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
三百三十七号	北海道石狩郡当別町蕨岱二八六四番二二から同町蕨岱二八六四番二一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	北海道石狩郡当別町ビトエ六二二番二地先から札幌市北区あいの里四条一〇丁目一番まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年十二月一日

官庁報告

官庁事項

人事院公示第24号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成８年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年12月１日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第１号(15)中「第22条の２第２項」の次に「（第22条の４第５項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中(47)を(50)とし、(17)から(46)までを(20)から(49)までとして、(16)の次に(17)から(19)までとして次のように加える。

(17)　第22条の４第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。

(18)　第22条の４第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(19)　第22条の４第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている要件及び事項について定めること。

２　この決定による改正は、平成27年12月１日から効力を発生する。